

平成17年大洲市議会第8回定例会会議録 第4号

平成17年12月21日（水曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

29 番 大 野 新 策

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総 務 課 行 政 係 長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男
公 営 企 業

病 院 長 谷 口 嘉 康
監 査
委 員 藤 川 卓 見
~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調査第2係長 新 実 雄  
議 事 係 長 谷 野 秀 明  
~~~~~

議事日程

平成17年12月21日 午後2時 開 議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

第131号議案 平成17年度大洲市一般会計
補正予算（第6号）
第132号議案 平成17年度大洲市介護保険
特別会計補正予算（第3
号）
第133号議案 平成17年度大洲市介護サー
ビス事業特別会計補正予算
（第3号）
第134号議案 平成17年度大洲市住宅新築
資金等貸付事業特別会計補
正予算（第2号）
第135号議案 大洲市漁港管理条例の一部
改正について
第136号議案 大洲市企業誘致条例の一部
改正について
第137号議案 大洲市都市計画審議会条例
の一部改正について
第138号議案 大洲市下水道条例の一部改
正について
第139号議案 交通安全都市宣言について
第140号議案 人権尊重都市宣言について
第141号議案 愛媛地方税滞納整理機構の
設立について

請願第1号 肱川の早急な治水対策を求
める請願書

請願第2号 サラリーマン増税、消費税
の引き上げなど、大增税に
反対する意見書採択の請願

請願第3号 介護保険の負担軽減を求め
る請願書

請願第4号 安心して受けられる医療を
求める請願書

請願第5号 障害者への応益負担押しつ
けをしないよう求める請願
書

請願第6号 出産・子育てに関する請願
書

請願第7号 最低生活保障に関する請願
書

請願第8号 最低保障年金制度の創設を
求める請願書

（各委員長報告、質疑、討論、表決）

日程第3

第142号議案 教育委員会委員の任命につ
き同意を求めることについ
て

（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第4

第143号議案 人権擁護委員の推薦につき
意見を求めることについて

（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第5

議第4号議案 非核平和都市宣言決議に
ついて

（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第6

議第5号議案 議会制度改革の確実な実
現に関する意見書の提出
について

議第6号議案 自治体病院の医師確保対
策を求める意見書の提出
について

(提案理由説明、質疑、評論、表決)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第131号議案～第141号議案、請願  
第1号～請願第8号

日程第3 第142号議案

日程第4 第143号議案

日程第5 議第4号議案

日程第6 議第5号議案、議第6号議案

~~~~~

午後2時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 山下勝利議員ほか8名から議第4号議案及び議第5号議案が、向井敏憲議員ほか5名から議第6号議案が、また市長より第142号議案及び第143号議案の提出がありましたので、報告をいたします。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番榊田和美議員、12番村上常雄議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第131号議案から第141号議案までの議案11件と請願8件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました各議案等は、12月13日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案等であります。

委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。

○20番矢間一義議員 議長

○清水久二博議長 矢間一義議員

〔20番 矢間一義議員 登壇〕

○矢間一義総務文教委員長 それでは、ただいまから総務文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月15日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初め議案3件と請願1件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、議案3件についてはいずれも原

案のとおり可決すべきものと、また請願につきましては不採択とすべきものと決した次第であります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主なものの概要について御報告申し上げます。

初めに、一般会計補正予算について申し上げます。

まず、総務費の財産管理費に計上されております元大洲警察署体育館敷地の取得に係る経費についてであります。

当敷地については、市町村合併による本庁来訪者等の増加に伴う駐車場不足を解消するために、合併後3カ年に限り国から交付される合併補助金を充当し、駐車場として活用することを目的に、所有者であります愛媛県から購入しようとするものであります。

委員より、県においても財政再建のため県有地等の財産処分が進められており、当敷地を購入することは、場所、目的、財源に関して市民の理解を得ることはできると思うが、予算の歳出根拠となっている1平方メートル当たり9万7,450円という見積もりは高過ぎるのではないか。また、当市も公債費負担適正化計画を策定するなど、財政再建に向けた取り組みを進めている中、今回購入した土地を再び処分するようなこともあり得るのか。また、処分することとなった場合、購入価格と同等の金額での売却が可能であるのかとただしたのであります。

これに対して理事者より、この単価は予算計上のために路線価を用いた金額であり、実際に購入する際には鑑定評価を入れ、県と協議し決定するものである。また、今回購入しようとする体育館跡地は、今後のまちづくりを展開していく上でも非常に重要な土地であることから、有効的な活用に撤し、現在のところ処分するようなことは考えていないと答弁がありました。

委員からは、県と十分交渉し、できるだけ低価格で購入することを望むとともに、今後の財

産購入に当たっては、必要性を十分検討するよう強く要望した次第であります。

次に、大洲地区広域消防事務組合負担金についてであります。

今予算に一般財源から約1,190万円が計上されていることについて、委員より、その内容についてただしたところ、理事者より、この経費は大洲地区広域消防事務組合への負担金を調整するもので、その内訳は主に高速道路上で大規模または特殊な救急事故が発生した場合の救急業務に対する経費の追加である。高速道路上での救急業務は、昭和49年の消防庁からの通達により関係する市町村の消防署が当たることとされており、これらに係る経費も関係市町村での負担となっているところである。ただし、高速道路開通後5年間は、日本道路公団から救急隊の維持に係る経費の3分の2から2分の1という高い割合で財政支援が受けられ、当市も平成12年7月28日の高速道路開通以来、そういった支援を受けてきたところである。しかし、開通から6年目となることしの7月28日以降は支援率が引き下げられるため、一部事務組合を構成する内子町とそれぞれ負担するものであると答弁がありました。

次に、自主防災組織への資機材購入費についてであります。

当市では、たび重なる水害や東南海・南海地震等に備え自分たちの地域は自分たちで守るという隣保共同の精神に基づく自主防災組織の結成が各地で行われ、これまでに平、久米地区及び肱北喜多地区の五郎、田口支部で結成されているところは御案内のとおりであります。

今補正予算においても、新組織結成に対する支援として資機材の購入費が計上されておりますが、委員より、地区から要望があった資機材を購入することができるのか、また結成後においてさらに必要な資機材が出てきた場合の対応についてただしたのであります。

これに対し理事者より、今年度は新たに八多

喜、新谷地区で結成されており、今後年度内に4地区でも結成される予定である。今回予算に計上した資機材の購入費については、県の自主防災組織支援事業により実施するものであり、ヘルメット、強力ライト、メガホン等の購入を考えてはいるが、今後各地区の代表者等と協議し、その地区の実情に即した弾力的な対応を考えている。

また、結成後の支援については、宝くじの収益金交付事業であるコミュニティー助成事業を活用することが可能であるため、大規模組織の支援など計画的な事業の導入に努めたいと答弁がありました。

次に、教育費の少年自然の家の修繕費関係について申し上げます。

大洲少年自然の家は、昭和48年7月に上須戒中学校の廃校に伴い開設された施設であります。建物の老朽化に伴い年々利用者が減少しておりまして、かねてから大規模な改修工事の要望が出されていた施設であります。今予算には来期のオープンに向け必要最少限度の屋根がわらふきかえ工事及び調理室のトイレ改修工事費が計上されております。

このことに対し委員より、今回の工事は応急的な対応であり改修の必要性は理解できるが、当施設は築60年以上経過しており、今後も継続して運営するためには大規模改修は避けられないのではないか。行財政改革を進める上で多額の財政負担を考慮すると、廃止も含めた検討を始める時期に来ているのではないかと。また、当地域は自然環境にも恵まれており、定期的な利用者もいることから、地元住民が存続を求めるようであれば、グリーン・ツーリズムといった体験型農業施設とすると、地元で運営を任すとかいった利用目的の変更や管理体制の見直しも視野に入れた協議が必要ではないかといった意見が出されたわけであります。

これに対し理事者より、現在の施設のままで存続は、利用目的を変更したにせよ耐震強度

の関係で適切ではないと考えている。今後の利用計画については、地元の意向を踏まえて早急に検討していきたいと答弁がありました。

次に、交通安全都市宣言について申し上げます。

交通安全に関する宣言については、若干の表現は異なるものの、合併前の旧4市町村でそれぞれ宣言されており、自動車交通の発展により多発する交通事故の防止は、各市町村とも共通の願いでありました。合併協議によりこれら旧市町村で行っていた宣言は、新市において新たに宣言することとなっているため、今回改めて新大洲市で宣言しようとするものであります。が、理事者より、これまで以上に市民と行政が一体となり、交通事故のない安全安心なまちづくりの実現を目指した都市を宣言するものであると説明がありました。

次に、愛媛地方税滞納整理機構の設立についてであります。

地方財政の貴重な財源であります市税等については、県内各自治体において滞納額が年々増加傾向にあるため、税財源を適正に確保することが求められております。

このような状況の中、愛媛県内の全20市町では、地方税の滞納処分に関する事務等を共同で処理する愛媛地方税滞納整理機構の設立に向けての準備が進められております。

今議会に、平成18年4月1日の機構設立に当たり、組織の名称、共同処理する事務、関係市町が負担する経費等を定める規約の提案がなされております。

このことに対し委員より、滞納事務処理を機構に移管する場合、どのような基準を設け、年間何件くらいを考えているのか。また、移管までのスケジュール及び機構が行う法的な手段についててただしたのであります。

これに対して理事者より、移管件数は大洲市の状況を勘案し、年50件程度を考えている。

移管の選定基準については、再三の催告に応

じない滞納者や高額な市税等の滞納者であり、市役所内に関係理事者で構成する判定委員会的な組織をつくり、選定していく予定である。

また、平成18年度分の移管については、初年度となるため、来年の3月に事前ヒアリングが実施される予定であり、現在ヒアリングに提出する移管候補の調査を進めているところである。

機構においては資産状況を調査し、可能なものについては差し押さえ、公売、換価といった法的措置を含めた対応がなされる予定であるが、調査の過程で滞納について確固たる理由が認められる場合には、滞納処分の執行停止あるいは不納欠損の適否判定など、市に対し適正な処理方法の指導がなされることや、市町職員に対する実務研修及び徴収業務のコンサルティングも実施することになっていると答弁がありました。

最後に、請願について申し上げます。

請願第2号サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大增税に反対する意見書採択の請願について申し上げます。

この請願の願意は、政府が平成11年度の税制改正以降、景気対策のため臨時の措置として継続してきた定率減税の全廃を初め、配偶者控除、扶養控除といった人的控除の廃止や給与所得控除の縮小などサラリーマン大增税を強行しようとしていることや、2007年には消費税率の引き上げも検討されていることから、生活への果てしない重税を断じて許すわけにはいけないとして、国に対しサラリーマン増税を行わないこと、消費税の引き上げをしないこと、大企業や高額所得者優遇の減税をやめ、能力に応じ公平な課税をすることを求める意見書の提出を求めているものであります。

審査では、政府・与党では既に定率減税廃止の合意がなされているが、税負担の軽減はだれもが望むことであり、国は増税による財源確保より経費節減を優先すべきではないかといった

意見や、国の財政が悪化している中、国民がひとしく行政サービスを受けるためには、税財源の確保は優先されるべきもので、そのためには同じ国民として税負担の増加は受け入れるべきではないか。また、今後地方分権が進む中、地方における危機的な財政状況を勘案すると、少しでも幅広く負担していただく税制の抜本的な改革は避けて通れない課題でもあるといった意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものとして決した次第であります。

以上、今定例会で付託されました議案等について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。総務文教委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○12番村上常雄議員 議長

○清水久二博議長 村上常雄議員

〔12番 村上常雄議員 登壇〕

○村上常雄企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月16日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案と条例改正案の2件つきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項につきまして、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

まず、大洲市企業誘致条例の一部改正について申し上げます。

理事者から、この改正は現在地方へ進出傾向にある情報サービス・調査業等の企業を、国、県と連携した支援体制を整えた中で本市に誘致し、本市における産業の振興、雇用機会の増大

を図ることを目的とするものであり、情報サービス・調査業を営む事業者に対する投下固定資産額1億円以上という条件の除外と雇用促進奨励金、事業用資産賃貸借等奨励金の交付であるとの説明がありました。

委員から、雇用促進奨励金の内容と現在掌握しているところの情報企業で大洲市へ進出してきたような企業は何社ぐらいあるのかとただしたところ、理事者からは、奨励金の交付期間は3年間で、新規雇用者1人に対して50万円、人数によって最大で5,000万円まで交付が可能であると、また県からも支援があると。企業については、県外の2業者が愛媛県内での調査を行っており、県からも大洲市のPRをしていただいているところである。また、現在大洲市内の空き既存の建物としては、一、二カ所想定されているとの答弁がありました。

続いて、補正予算関係について申し上げます。

理事者から、大洲市一般会計補正予算（第6号）の歳入全款と関係する歳出等について説明がありました。

委員から、雑入にある自治総合センター助成金について、その助成される事業の内容についてただしたところ、理事者からは、この事業は財団法人自治総合センターが要綱に定めるコミュニティ活動に助成を行うことによりコミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行うというもので、コミュニティ活動に必要な設備等の整備を助成対象としているものである。昨年度は柳沢地区の広場整備や正山自治会の天体望遠鏡などがあり、今回の補正については肱川地区中央自治会が伝統文化の継承事業としての胴長太鼓の整備を要望しており、ほぼ全額の助成を受けるものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、市債について、補正後の合計が28億4,520万円となっているが、今年度末は幾らぐらい見込んでいるのかとただしたのであ

ります。

理事者からは、年度末には実績に基づく事業費の調整などいろいろと調整があるが、大きな建設事業も今後予定していないことから、多少の増減はあるものの、今の金額程度でおさまる見込みであるとの答弁がありました。

次に、委員から、国からの合併補助金について、大洲市に対しては3億6,000万円程度の補助金があり、このうち今回計上されている元大洲警察署体育館敷地の取得費用に充当後の残りの補助金の取り扱いについてどのように考えているのかとただしたところ、理事者からは、合併補助金については国の合併に伴う財政支援の一つの制度であり、新市建設計画に位置づけられている経費に対して助成を受けられるものである。合併成立年度から3カ年度の助成措置があり、平成16年度については消防団方面隊の隊旗や電算システム等に1,400万円程度充当済みであり、今年度は1億6,000万円程度の充当を予定している。残りの1億8,000万円程度が平成18年度に使用できる枠として残っており、現在平成18年度事業については各課からの要望を取りまとめている段階であるとの答弁がありました。

次に、委員から、愛媛FCへの出資について、否定するものではないが、民間のクラブに対して出資とか補助するという場合にはそれなりの基準というものを今後考えるべきではないかとの指摘がありました。

これに対し理事者からは、今回については基準ということは考えておらず、愛媛FC側からの出資の要望ということで、県の出資とか松山市の出資などを踏まえた上で県下の自治体への要望の内訳書や近隣の自治体の状況を含めて100万円の出資を考えたものであるとの答弁がありました。

また、委員から、今後の費用対効果によって盛り上がってきた場合には、再出資ということも考えられるのではないかとただしたのであり

ます。

このことについて理事者からは、増資については現段階では考えていない。観客動員数の増加によって経営基盤も成り立ってくると考えており、広報やホームページで試合日程の周知を図るなどソフト面での支援を積極的に行っていくたいとの答弁がありました。

次に、委員から、家族旅行村について、オートキャンプ場の利用状況と観光面を活性化する上での今後の取り組みについてただしたところ、理事者からはオートキャンプ場としてテントサイトやコテージ4棟を設置しているが、夏場は大変好評であり、平成15年度から見ると82%ぐらいではあるが、全体的にはまあまあという感じではある。今後は財政的に厳しい状況の中、補助事業等があれば人気のあるコテージなどを増設できないものか検討していきたいとの答弁がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いをいたしまして、企画財政委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、市民福祉委員長の報告を求めます。

○21番向井敏憲議員 議長

○清水久二博議長 向井敏憲議員

〔21番 向井敏憲議員 登壇〕

○向井敏憲市民福祉委員長 市民福祉委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月15日、関係理事者の出席を得まして、付託を受けました平成17年度大洲市一般会計補正予算案など議案5件及び請願6件について慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決し、また請願につきましては、いずれも不採択と決した次第であります。

それでは、審査の過程におきまして特に論議をされました事項について、その概要を御報告

申し上げます。

まず、大和保育所建設についてであります。

今回、大和保育所建設に係る設計委託料に伴う予算が計上されておりますが、委員より、建設に至るまでの経緯と保育所の概要について質疑が出されました。

これに対して理事者から、大和保育所は平成16年9月に長浜町保育所統廃合検討委員会において保育所の統廃合に関する答申がなされており、その答申では平成21年4月までに当時8カ所の保育所を、長浜地区、大和地区、白滝地区の3カ所とすることが適当とされ、議会での合意も得られており、そのような中で、新市においてもこの答申を尊重し、今回大和保育所について設計を行い、来年度に建築するという経過となったものである。

また、定員を60名とし、零歳児からの受け入れを行うとともに、子育て支援センターを併設する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、今後の保育所の民営化と統廃合並びに指定管理者制度の活用について見解をただしたところ、理事者から、民営化については入所児童数が定員をオーバーしている保育所についての検討など、現在旧大洲市の13保育所を対象に保育問題検討委員会を立ち上げて議論をいただいているところである。

また、統廃合については、特に中山間地域の定員を下回っている保育所について、活性化の問題や保護者の送迎の問題などさまざまなデメリットも生じてくることから、検討委員会での議論を深めていただく中で方向性を見出していきたいと考えている。

指定管理者制度を活用することについては、現在入所の決定や保育料の徴収などの業務は国の方針に基づき統一した運用を行っているが、指定管理者制度を適用することにより、入所の決定権や保育料の徴収を民間独自で行うなど不適切な面が生じてくることや、保育業務委託は地方自治法上の管理委託に該当しないというこ

とから、指定管理制度の適用はできないという厚生労働省からの通知もあり、現段階の考え方としては指定管理者制度ではなくて、業務委託の方向で検討を進めているところであるとの答弁がありました。

次に、火葬場についてであります。

委員より、市内の火葬場については、老朽化している施設もあり、その有効利用を要望する意見が出されたほか、合併後の施設の利用状況と今後の運営方針についての質疑が出されました。

これに対して理事者から、火葬場は旧市町村にそれぞれ1カ所ずつあり、新市において火葬料は旧大洲市の料金に統一し、待合室などの利用料については従前の価格のままスライドして運営している。利用状況については、火葬料が統一され安価となったことや、施設の利便性を考慮され、旧町村の方が大洲の火葬場を利用される件数が増加している状況にある。

今後については、当面の間は既存の火葬場を使用し、新たな施設や廃止は考えていないが、将来的には4カ所の火葬場の必要性について、市民の利便性を考慮しながら慎重に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計補正予算についてであります。

介護保険制度については、制度の基本理念である高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくため、各種改革の取り組みがなされているところでありますが、その制度改正に伴い、パソコンシステムへの委託料など関連経費が計上されているところであります。

そこで、今回の予算計上に係る介護保険業務の改正点について説明を求めたところ、理事者から、その改正の一つとして、予防重視型システムへの転換ということから新予防給付が創設されることとなり、それに伴い要介護状態の区分に新たな要支援2が新設され、認定の審査関

係の各種様式の変更が行われることや介護サービス基盤のあり方の見直しとして日常生活圏域を設定することにより、計画的な整備を図るため、圏域ごとの被保険者数なども新たなシステムに組み込んでいくこととなる。

また、介護保険料の段階の追加や税制改正の影響に伴う激変緩和措置の追加などシステムが新しくなることから、今回関連経費を計上しているところであるとの説明がありました。

次に、人権尊重都市宣言についてであります。この宣言につきましては合併前の旧市町村においてそれぞれ宣言されていたものであります。

本件について理事者の説明を求めたところ、人は生まれながらにして自由であり、かつ人間としてとらばれ、人間として生きる権利について平等であるが、今日においても多くの人権問題が存在しており、また国際化、情報化、高齢化などの進展に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきていることから、本市においても基本的人権尊重の精神が市民全体に浸透し、明るく住みよい豊かなまちづくりを実現するために、新市における人権尊重都市宣言を行うものであるとの説明を受けましたが、適切なものとして原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、請願第3号介護保険の負担軽減を求める請願書につきましては、国の制度が改変されたことに伴い、軽度の要介護者が引き続き利用できる制度や居住費と食費の負担を軽減する制度の創設、また保険料や利用料の減免制度について周知徹底を図ることや、ホームヘルパーの勤務形態や介護報酬の改善を国に求めるよう要請されているものであります。

審査の中で、委員より、軽度の要介護者については今回の改正で新たに創設される新予防給付において対応することになっていることや、低所得者対策として軽減制度が創設されてお

り、そういった周知もパンフレットや広報紙などで周知されるなど、当市としても前向きに取り組んできている。

また、ホームヘルパー問題に関しては、労使関係において改善、対応されるべきであるなどの意見が出され、全会一致で不採択と決した次第であります。

次に、請願第4号安心して受けられる医療を求める請願書について申し上げます。

この請願は、医療を受けにくいものにする方向ではなく、人命尊重の取り扱いを貫き、高齢者にもわかりやすく、住民だれもが安心して医療を受けられるような制度の整備を求められているものであります。

審査では、国民健康保険というのは市民の相互の助け合いということから成り立っており、滞納についても必要以上にそれを認めると、制度そのものの存続の問題にもつながることや、医療制度については現在国において検討されていることから、趣旨については理解できるものの、国民負担の削減を求められている一方、診療報酬の改善を求めることは矛盾が生じるのではないかなどの意見が出され、全会一致にて不採択と決したのであります。

次に、請願第5号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願書につきましては、障害者自立支援法の成立に伴い、障害者福祉に応益負担や住居費及び食費の自己負担を導入することの撤廃、また障害者への雇用創出や雇用機会の改善を求められているものであります。

審査において、委員より、増大する福祉サービス等の費用をみんなで支え合う仕組みの強化を図るべく、利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担はやむを得ないのではないかとする意見や、負担に関してはさまざまな軽減措置がとられることや障害者をもっと働ける社会にするため福祉側からも支援を行うなど、こういった国の制度に準じて市としても取り組むべきであるとする意見が出され、全会一致により

不採択と決したところであります。

次に、請願第6号出産・子育てに関する請願書についてであります。産婦人科や小児科が地域になくなり、地元で安心して出産、子育てができない事態が進行していることから、地域に病院を整備することや、低所得者世帯に対する入院助産制度の改善を求められているものであります。

審査において、まず当市の現状説明を求めたところ、市立大洲病院では小児科及び産婦人科の診療を行っており、民間においては小児科4院、産婦人科1院が開業されているなど、当地域は比較的恵まれている状況にある。また、入院助産制度については、県内では松山市のみの実施であるが、当市では国民健康保険もしくは各社会保険において出産育児一時金の制度などがあり、支給している状況であるとの報告がありました。

委員より、産婦人科や小児科は過酷な勤務条件や医療訴訟の多さなどの要因などから医師希望者が減少し、医師の確保が極めて困難な状況にあることから、当地域においては現時点では深刻な状況ではないものの、将来のことを考えると国に要望していくべきであることから、趣旨採択とする意見が出されましたが、現在の交通体系や救急体制の整備状況、また出産育児一時金での対応など当市の実情を評価すべきとする意見が出され、採決の結果、多数により不採択と決した次第であります。

次に、請願第7号最低生活保障に関する請願書についてであります。憲法と生活保護法の理念により、生活困窮者が安心して生活保護が受給できるような対応改善を求めているものであります。

審査の中で、委員より、生活保護制度は憲法が保障するものであり、国の責任で実施運用されるもので、国が定める基準に基づき限られた財源で適正な運用がなされており、願意は満たされているのではないかと意見が出され、全会

一致で不採択と決したところであります。

次に、請願第8号最低保障年金制度の創設を求める請願書についてであります。

この請願は、全額国庫負担の最低保障年金制度を創設することや、基礎年金の国庫負担について直ちに2分の1とし、国庫負担に見合う給付を無年金者及び低年金者に給付することを求められているものであります。

審査において、委員より、国民年金制度は高齢者生活の基本的な部分を支えるものとして極めて重要な役割を果たしており、国民年金制度を維持するためには負担と給付のバランスを図ることが重要であり、さらなる給付を行うためには、国民においてその財源確保を含めて十分な議論が必要であるとともに、現在国において年金改革を進められている状況の中、その動向を見守る必要があるなどの意見が出され、全会一致で不採択と決した次第であります。

以上、委員会審査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、市民福祉委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○15番宮本増憲議員 議長

○清水久二博議長 宮本増憲議員

〔15番 宮本増憲議員 登壇〕

○宮本増憲建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月16日、関係部課長の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初めとする議案4件につきまして慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項

について、その概要を御報告申し上げます。

まず、大洲市都市計画審議会条例の一部改正について申し上げます。

大洲市都市計画審議会は、合併後における旧市町村の速やかな一体性の確立を図り、将来にわたる都市機能を見据えたマスタープランの策定のために設置されたもので、現在長浜地区都市計画用途地域の決定に着手するなど鋭意都市計画の適正な推進に努めているものであります。

理事者より、提案している条例の一部改正については、現在当審議会を構成する委員は、議員が5名、一般市民が3名、学識経験者が5名、国・県の関係行政機関の職員が2名の計15名であるが、一般選挙に伴う市議会議員数の減少に伴い、また一般市民の意見聴取の機会拡充を図るため、構成として議員の人数を5名から3名に2名減少するとともに、一般市民を2名増加し5名へと変更するものであるとの説明でありました。

次に、中山間地域等直接支払制度について、平成17年度から後期の事業が始まったところであるが、委員から各集落のマスタープランの提出があったと思うが、どのような取り組みをされているのか。また、これまでの取り組みで遊休地等の解消について効果は上がっているのかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、平成12年度から平成16年度までの前期については、旧市町村では合計94集落で協定を結んでいた。新市となって今年度協定を結んだのは87集落で、前期より7集落減少となっている。その大きな原因としては、長浜地区で3集落が新たに事業を導入されたものの、実施集落の参加者が高齢化しているために、指定された実施要綱どおりの共同作業ができなくなったことや、リーダーとなる人がいなくなったことがある。また、隣接する集落が共同で事業を実施することとなり、合併したことなどが大きな要因である。

この集落マスタープランは、後期事業を実施するために当たって必ず作成しなければならないものであり、事業実施に当たっては集落ごとの5年間の事業計画を作成することになっているが、このことについては地元の代表者の方々と協議検討を行い、集落の労働力等を考慮し、プランの作成に当たった前期事業では国土の保全が主目的であったが、後期事業では保全だけではなく、生産性、収益性も追加条件となっている。今回新しい取り組みを計画している集落は18カ所となり、ほかは従来どおりの共同作業で実施することになっている。このことは、集落内の高齢化が進み、労働力の確保が困難であることの理由によるものである。

遊休地等の解消については、年に数度集落を回り、また報告等を確認しているが、おおむね適正な管理をされ、効果が上がっていると考えている。

本制度は、今後5年間継続されるものであり、残る集落のうちでも多くの集落で集落協定の締結が図れるとともに、条件不利地域の耕作放棄の防止、共同作業による国土保全、多面的機能の増進活動等が実施されるよう普及啓発に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、国土調査の関係で、県などの工事で現地調査を実施すると、現状の地籍調査との相違があり、それによって事業ができない箇所がある。こういう誤差が出た場合、市の国土調査の方で図面訂正等の方法により解決するなど、よい対処の方法はとれないかとただしたのであります。

このことに対し理事者からは、当時の測量の精度等の関係によりこのような問題が発生しているようであるが、事業の担当者と同意書、作図等について協議をしながら修正を行っている。

なお、法務局への対応については、市と法務局と常に協議を行っているとの答弁がありました。

次に、道路橋梁費のうち道路新設改良費の工事負担金について、委員から、平成17年度末の事業見込み額の確定により、今議会で大洲市の負担金の残額として今回3,110万円の追加補正が計上されているが、年間の工事費の総額で最も多い年の額は幾らであったかとただしたのであります。

このことに対し理事者からは、大洲市に負担金の伴う平成17年度の県単工事の総事業費は約12億円となっている。これには県の行う公共事業で負担金の不要な工事分は含まれていないため、12億円の約倍の金額が県の行う改良事業費の総額となっている。この県単事業で平成16年度は約19億円となっていたが、本年度は約63%で7億円の減額となっている。最盛期は平成10年度で総事業費が約73億円あり、このときは負担割合が10%であったため、約7億3,000万円を旧市町村で負担していた。その次は平成9年度の約68億円で負担金は約6億8,000万円であった。このように、現在は事業が年々減少し厳しい状況にあり、今年度は約12億円という最低の金額になっている。

なお、大洲市内で県が管理している道路は26路線あり、そのうち17路線で現在生活道路改良整備事業、特定道路緊急整備事業、交通安全1種事業などを実施していただいているとの答弁がありました。

次に、その他の事項について御報告いたします。

委員から、菅田地区にある水源地が幾度も水害に遭っているが、水質は大丈夫か。八多喜にある長浜の上水道水源地の井戸には塩水が含まれていないかとただしたのであります。

このことについて理事者からは、水害で冠水した菅田の水源地については、冠水したときの水は入れかえているので水質に問題はない。また、配水池には技術的に満タンになるような状態にしておき、水源地から水を送られないように対応しているものである。

八多喜にある水源については、長浜地区の水源地は5カ所の井戸で確保しており、そのうち1カ所は八多喜の出石地区にあるが、その井戸について塩水の混入はない。毎月水質検査と年に1度の原水検査を適正に実施しており、水質等の問題は発生しないとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査経過並びに結果につきまして申し上げますが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いをいたしまして、建設農林委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、肱川流域治水対策特別委員長の報告を求めます。

○16番叶岡廣志議員 議長

○清水久二博議長 叶岡廣志議員

〔16番 叶岡廣志議員 登壇〕

○叶岡廣志肱川流域治水対策特別委員長 それでは、肱川流域治水対策特別委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、12月14日、関係理事者の出席を得て委員会を開催し、付託を受けました請願第1号肱川の早急な治水対策を求める請願書につきまして慎重審査を行いました。その審査結果につきまして、お手元の委員会報告書のとおり趣旨採択すべきものと決定いたしました次第でございます。

それでは、審査の概要について申し上げます。

まず、請願の趣旨についてであります。4つの事項からなっておりまして、1つ目として、鹿野川ダムと野村ダムの一元管理を行い、両ダムの洪水調整機能を最大限に発揮させるため両ダムの改修を行うこと、2つ目に、大規模洪水にも対応できるダム操作規則の改正につながる河川整備計画の早期完成を図ること、3つ目として、菅田流域の堤防整備を早急に進めるための予算の増額を求めること、4つ目として、築堤完成までの暫定措置として菅田流域の土砂、竹木を撤去し、流下能力の増大を図ること

と、以上の4項目について国及び愛媛県に求めていくことを要請されているものであります。

この請願書の事項にあります河道内の土砂、竹木の撤去については、今定例会の一般質問にも多くの議員が取り上げられており、それに対する答弁もあったわけですが、当委員会としても住民からの要望や不満が多いことから、改めて理事者の見解をただしたものであります。

これに対して理事者からは、上流や中流域で部分的に撤去等を行うことによって下流部の洪水、はんらんを増大させるという大きな問題があることや洪水のたびに復元してしまうという費用対効果の問題があり、今後の河床整成への取り組みについては、河川利用上の観点も考慮に入れながら堆積状況等の把握に努め、適正な河道内の土砂、樹木の維持管理に努めていくと国や県からの説明を受けている。

なお、土砂の堆積などが著しく目立つ場所が見受けられることから、部分的に除去作業等を実施している箇所もあり、市としても局所的に緊急を要する箇所については、現状を把握し、河川管理者に要望を行うなど、適切な対応を図っていきたいとの答弁がありました。

委員からの意見といたしましては、昨年の台風16号、そして今年の台風14号による被害は、菅田地区だけでなく肱川流域各地に及んでおり、その治水対策は流域が一体となって取り組んでいかなければならない。今回の請願の趣旨にある事項については、今までにも機会あるごとに市並びに議会からも国や県に要望してきているものであり、肱川水系河川整備計画に基づき現在各種工事や測量等も実際に進んでいる状況である。

本年の9月定例会においても、築堤に関する菅田地区からの陳情を採択している経緯もあることから、願意は既に満たされている部分があるなどの意見が出された結果、本請願の趣旨については理解できるものの、土砂及び竹木の撤去については実現性の面での問題があることな

どから、趣旨採択とする意見が出され、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものとして決した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました請願1件の審査経過並びに結果につきまして申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、肱川流域治水対策特別委員会の御報告を終わります。

○清水久二博議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第131号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第132号議案から第134号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第135号議案から第138号議案までの議案4件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、第139号議案から第141号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決を行います。

まず、請願第1号肱川の早急な治水対策を求める請願書を採決いたします。

この請願を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの請願は趣旨採択と決しました。

次に、請願第2号から請願第8号までの請願7件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

これらの請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立少数であります。したがってただいまの請願7件は不採択と決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第142号議案教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第142号議案教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、本市の教育委員会委員であります西

山千春委員の任期が平成18年2月28日をもって満了となりますので、後任の委員を任命するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載しておりますとおり、引き続き西山千春氏をお願いをしたいと存じております。

西山氏は、市内菅田町にお住まいでございまして、昭和51年3月、洗足学園短期大学音楽科を御卒業後、自宅においてピアノ教室を開かれ、現在に至っておられます。

これまで、帝京幼稚園PTA会長、愛媛県私立幼稚園連合会監事、大洲市立肱東中学校PTA副会長、大洲高等学校PTA監事及び副会長を務められるなど、幼稚園から高等学校に至るまでPTAの運営とその活動に長年にわたり深くかかわってこられた方でございます。

本年3月1日からは、男女共同参画社会づくりを反映した女性委員の一人として本市教育委員会委員に御就任いただき、教育行政の推進に御尽力をいただいているところでございます。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、教育関係分野において豊富な経験を積み、教育文化等に関する識見高く、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の教育委員会委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたのであります。

以上が本案の概要でございます。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。  
○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第142号議案教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

この際、教育委員会委員の任命に同意いたしました西山千春さんより発言の申し出がありますので、入場を許可し、発言を許します。

〔西山千春さん 入場〕

○西山千春さん 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま御紹介いただきました西山千春でございます。

このたび教育委員の任期満了に当たりまして、再度御推挙を賜り、本日の本会議において御同意をいただきました。心より御礼申し上げます。

さて、最近全国各地より思わず目や耳を覆いたくなるような悲しく痛ましい報道ばかりが続いております。人として当然あるべき心や思いやりが全く感じられないさまざまな出来事に多くの方々が心を痛めておられることと存じます。数式を解くように簡単には参りませんが、あらゆる角度から心の教育を見詰め直し、足元をしっかりと固め、せめてこの大洲市からは明るいニュースを発信できればと強く願っております。

私も教育委員として2年目となるわけですが、決しておごることなく、母親としての目線を大切にし、自分らしく一步一步歩んで

まいりたいと思っております。

皆様方の温かい御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。再任のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

〔西山千春さん 退場〕

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第4、第143号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第143号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、旧肱川町の推薦により法務大臣から委嘱されておりました臺本曙美委員の任期が平成18年3月31日をもって満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載しておりますとおり、引き続き臺本曙美氏をお願いをしたいと存じております。

臺本氏は、市内肱川町にお住まいでございまして、昭和37年4月から愛媛県教育委員会教育事務所大洲分室に勤務され、昭和41年3月、結婚を機に御退職となりました。

その後、平成4年12月から民生委員、児童委員を2期6年間務められ、また平成11年から6年間余りは日本赤十字奉仕団愛媛県支部委員会委員として、人道博愛精神のもと地域のボランティア活動に従事されております。

そして、平成15年4月からは人権擁護委員として人権の擁護と人権思想の普及、高揚に御尽力をいただいているところでございます。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、委員として1期3年近くの実験を積み、

人権にかかわります高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の人権擁護委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げた次第であります。

以上が本案の概要でございます。何とぞ満場一致をもちまして御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第143号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第5、議第4号議案非核平和都市宣言決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○26番山下勝利議員 議長

○清水久二博議長 山下勝利議員

〔26番 山下勝利議員 登壇〕

○26番山下勝利議員 議第4号議案非核平和都



市宣言決議についての提案理由の説明を申し上げます。

今年は、当市にとりましては肱川流域の4市町村による広域合併が整い、新大洲市として船出をすることができました。まさに船出の年でございましたが、一方ではさきの大戦が終わりを受けてから60年の歳月が経過したという節目の年でもありました。

現在私たちは、水と緑に恵まれた豊かな自然の中で、祖先が営々として築いてきた歴史と伝統ある香り高い文化にはぐくまれ、日々平和な生活を享受しております。

しかし、一たび世界に目を向けますと、今なお世界各地では戦争や紛争、テロなどが続発し、住民にはかり知れない被害をもたらしています。さらに、現代社会に広がる核兵器の限りなき開発と軍備の拡張の動きは依然として強まっており、世界の平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしているのが現状であります。

私たちは、世界で最初の核兵器による被爆国民として核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみをかみしめ、再び忌まわしい惨禍を繰り返してはなりません。

合併前の4市町村においても、世界の恒久平和と安全を願い同様の宣言決議がなされておりましたが、ここに新生大洲市においても日本国憲法にかけられた恒久平和の理念を市民生活の中に生かし、子々孫々継承するために非核平和都市たることを宣言しようとするものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項

の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第4号議案非核平和都市宣言決議についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第6、議第5号議案及び議第6号議案の議案2件を一括して議題といたします。

この際、事務局長に議案を朗読させます。

○西山隆夫事務局長〔議第5号議案、議第6号議案朗読〕

○清水久二博議長 お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。
したがって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより採決を行います。

まず、議第5号議案議会制度改革の確実な実現に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号議案自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る7日招集以来15日間にわたりまして慎重に御審議を賜り、御提案申し上げました案件につきましては、原案のとおりいずれも適切な御議決を賜りました。まことにありがたく、心より厚く御礼申し上げます。

審議の過程でちょうだいいたしました御指摘、また御意見等につきましては、今後の市政運営に当たりでき得る限り反映させるべく努力をいたしてまいりたい所存でございます。

冒頭にも申し上げましたように、市長に就任いたしましてからきょうまでの約10カ月間、三位一体改革の荒波が押し寄せましてくる中、厚い雲の合間を縫いながら、光が差し込む夢の大地を目指しながら右に左にかじを取り続けてまいりましたが、それは思いのほか難しく、気の休まるいとまはほとんどありませんでした。まさに無我夢中といった境地でございました。

そのような中にありまして、当市の最重要課題であります治水事業のうち久米川堤防整備につきましては、国土交通省、愛媛県並びに関係各位の格別の御高配により平成19年度末に完成予定という大きなめどがついたわけでございます。

また、このたび国の平成18年度予算編成におきまして、鹿野川ダム改造費の予算要求額が認められ、満額内示の運びとなりました。新大洲市が船出いたしましたこの年に、関係者待望の鹿野川ダム改造事業が緒につくことは、ダムの一元管理という肱川流域におきまして治水対策にとりましても大きなステップアップでございます。

私といたしましても、助走の1年目から来る年は最重要課題解決に向けた大きな飛躍の年となりますよう、全精力を引き続き傾注してまいり所存でございますので、議員各位におかれましてもさらにさらに御支援、御協力をお願い申し上げます。

予算獲得に当たりまして多大の力添えを賜りました国、県御当局関係各位に対しましては、改めて厚くこの場をかりて御礼申し上げます。

さらに、過日は四国アイランドリーグ愛媛マンダリンパイレーツの2名の若い選手が、育成選手枠ではございますが、プロ球団から指名を

され、入団がこのたび決定をいたしました。そのことは、地域活性化の一つ方策として同リーグと当地域との野球を通じた交流を進めようとしております。本市にとりましてもまさに朗報でございました。来年こそは少しは気を休めるときも持ちながら、このような明るい話題の中で多くの日々を過ごせたらいいなと、そんなことを願いながらことし1年を締めくくりたいと存じております。

ところで、せんだっては全国的な大寒波の到来によりまして、本市でも12月としては想定外の積雪を見ることとなりました。かんきつ類や野菜などその雪害が心配されるところであります。大きな被害とならないようただ願うばかりでございます。

結びに、議員の皆様方には、新市誕生以来、重要かつ困難な課題が山積いたしておりますこの1年近くを、市民の代表としての重責を全うされ、新大洲市発展の礎をともに築くために絶大なる御尽力を賜りましたことに対しまして深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼申し上げます。次第でございます。

いよいよ厳寒に迎えます折から、皆様方には御自愛の上、ぜひとも幸せ多い新春をお迎えください。よう御祈念を申し上げまして、今定例会閉会に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

~~~~~

○清水久二博議長 これをもちまして平成17年大洲市議会第8回定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員